

IV 原産地証明書識別の4 桁化

平成27年11月13日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 第18回／第19回WGにおける意見等報告

意見・要望等	検討内容（回答）
<p>(意見) (航空 通関・物流等WG委員) 原産地証明書識別の4桁化について、通関業界から見直しを要望する意見が多いにも係らず、「対応しない」としたことについて、具体的な理由を説明頂きたい。</p>	
<p>(意見) (航空 通関・物流等WG委員) 原産地証明書識別については、「提案どおり進めるのでご理解いただきたい。」とのことだが、実際に入力業務を行う通関業者と合意形成されておらず、議論の継続が必要である。</p>	
<p>(意見) (航空 通関・物流等WG委員) コードを間違えることによって、第三者証明機関からの原産地証明書があるにも係らず適用可能な税率が適用されないというケースが現状でもある。次期では、コードが細分化されることによって、ケアレスミスの可能性が現状以上に増えることを危惧している。例えば、原産地種別欄の国ごとにEPAの種類を分ける必要があるのか疑問である。その前の項目に原産国コード欄があるにも関わらず、4桁のコードにも国コードが含まれているものがある。もう少し簡略化することはできないかご検討いただきたい。</p> <p>(WG後の意見) (航空 通関・物流等WG委員) 現状の1桁から4桁に増やす必要があるのか再検討をお願いしたい。 第18回WGにおける意見報告を確認したが、2桁の原産地符号の後に2桁の原産地種別符号がはいる並びになっているが、この原産地種別符号は不要に思われる。</p>	<p>現在締結済みの協定に加えて7つの経済連携協定の交渉を進めているところであり、今後も協定数が増加することが予想されるため、近い将来、現行の1桁による原産地証明書識別コードが枯渇することは確実な状況です。特に先月大筋合意に至った「環太平洋パートナーシップ協定(TPP)」については、どのTPP締約国から輸入されるかによって適用税率が異なる場合があるため、11か国それぞれにコードを割り当てる必要があります。以上のことから、当該コードの桁数に関しては2桁以上とすることは必至であると考えています。</p> <p>なお、TPPにおいては貿易統計上の原産国と税率を適用する国が異なる場合もあり、適用税率について従来のように「マルチ協定(TPP)であること」と「原産国コード」だけでは判別できないため、頭2桁の原産地(申告)種別に関しては、明確にTPP協定のどの国の税率を使うといった意思表示が必須となります。</p> <p>仮にコードを2桁とし現行のコード体系と同じ考えで番号を割り当てる場合には、3桁目の原産地証明者等区分や4桁目の貨物の種類をなくした分が2桁のコードへの乗数で増加することとなり、コード体系は現行以上に分かりにくいものになり、更なる入力ミスが起きると考えられます。</p> <p>従いまして、システム更改のタイミングで、原産地証明書識別コードの桁数を拡大するとともに、コード体系を見直すことが最善と考えており、記事欄への入力等による煩雑さ、誤入力防止の観点から、現在の提案とさせていただきますことにご理解をいただきたい。</p>
<p>(意見) (関係団体) (海上 通関・物流等WG委員) 原産地証明書識別4桁の入力方法に関して、個々の入力欄をプルダウンメニューとすることは可能か(コード一覧表を確認しなくて済む。)</p> <p>(WG後の意見) (関係団体) (海上 通関・物流等WG委員) 原産地証明書識別4桁の入力方法に関しては、入力時間の短縮、誤入力を回避する目的から、各コードの説明を短くした上でプルダウンメニューとしていただきたい。</p>	<p>パッケージソフトに関するご要望について、プルダウン内の各コードの説明等が長くなってしまふことから、事項登録の画面上にプルダウンメニューを設けることは困難です。</p>
<p>(意見) (海上 通関・物流等WG委員) 原産地種別と原産地証明書識別による桁数増加による誤入力は、結果的に非違、原産地証明書が使えないといった危険性がある。エラーチェック等何らかの対応をお願いしたい。</p>	<p>入力されたコードの組合せチェックを行い、存在しない組合せについては、エラーとする仕様で検討しております。</p>
<p>(意見) (航空 通関・物流等WG委員) 原産地証明書識別について ① 入力に伴う選択項目が多く、判断に要する時間が非常に多くなる。 ② 入力を誤った場合には、協定税率などの適用も出来なくなる項目として処理がされている為、通関業者にかかるリスクが非常に高い。 ③ 項目変更のあり方そのものを再度検討していただきたい。</p>	<p>①②③ 従来の提案どおり原産地証明書識別については、4桁といたします。</p>

2. 現行における原産地証明書識別のコード体系

貨物の種類	入力条件				入力可能なコード				原産地証明
	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	自由貿易協定用		協定用等	
						バイ協定用	マルチ協定用		
自国関与品	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	A				*
	特恵用原産地証明書	○	—	—	J				*
自国関与品以外	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	B				*
上記特恵用識別「A」「J」及び「B」の場合を除く貨物	特恵用原産地証明書	○	—	—	P				*
税関長が貨物の種類または形状により、その原産地が明らかであると認めた貨物	提出省略	—	—	—	C	D	6		
少額貨物扱い	—	—	—	—	T	E	5		
自由貿易協定関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書	○	自由貿易協定関税割当証明書	○		K	1		*
	自由貿易協定用原産品申告書	○	自由貿易協定関税割当証明書	○		H			*
	少額		自由貿易協定関税割当証明書	○		Y	2		
	提出省略		自由貿易協定関税割当証明書	○		Z	3		
自由貿易協定に基づく原産地証明書または原産品申告書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書	○	—	—		F	4		*
	自由貿易協定用原産品申告書	○	—	—		U			*
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	○	—	—				G	*
貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	—	—				R	
輸入割当等公表告示三－８に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三－８に規定する原産地証明書	○	—	—				S	*
原産地が確認できない貨物	—	—	—	—				N	
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	—	—	—	—	M				
原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物（FTA用）（自由貿易協定関税割当品目に該当しないものに限る）	—（自由貿易協定用原産地証明書）	—	—	—		L	7		
	—（自由貿易協定用原産品申告書）	—	—	—		W			

3. 原産地証明書識別の見直しの背景

1. 入力可能コードが1桁であり、将来的に枯渇する可能性が高いため、コード体系の見直しは必須である。

→ 発効又は署名済み E P A (発効：14か国・地域、署名済：1か国)

国名等	発効等年月	国名等	発効等年月	国名等	発効等年月
シンガポール	2002年11月発効	インドネシア	2008年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
メキシコ	2005年 4月発効	ブルネイ	2008年 7月発効	インド	2011年 8月発効
マレーシア	2006年 7月発効	A S E A N (物品貿易)	2008年12月発効	ペルー	2012年 3月発効
チリ	2007年 9月発効	フィリピン	2008年12月発効	豪州	2015年 1月発効
タイ	2007年11月発効	スイス	2009年 9月発効	モンゴル	2015年 2月署名

→ 交渉中 (7か国・地域)

国名等	国名等	国名等
トルコ	コロンビア	R C E P : 東アジア地域包括的経済連携
カナダ	日中韓	T P P : 環太平洋パートナーシップ協定
E U		

(参考) T P Pは本年10月に大筋合意。
 その他、G C C (湾岸協力理事会) とは交渉延期、
 韓国とは交渉中断中。

2. E P Aの増加、自己申告制度等の導入等に伴い、入力コードの選択が複雑となっていることから、更改を機にコードの整理を行い、より分かりやすい体系に変更するとともに、適切なコード体系であることのチェックを可能とする。

E P A	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度	E P A	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度	E P A	第三者証明制度	認定輸出者による自己証明制度	自己申告制度
シンガポール	○			インドネシア	○			ベトナム	○		
メキシコ	○	○		ブルネイ	○			インド	○		
マレーシア	○			A S E A N	○			ペルー	○	○	
チリ	○			フィリピン	○			豪州	○		○
タイ	○			スイス	○	○					

4. 第6次NACCSにおける原産地証明書識別のコード体系

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（4桁）の体系 = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分	貨物の種類		
WK	国定・WTO協定	T 輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	一般特恵	A 自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】	
GS	一般特恵	A 認定輸出者による自己証明（原産地申告）		J 自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等及び自国関与証明書を提出】	
SG	日シンガポール経済連携協定	P 製造者による原産品申告書		B 自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等及び累積加工製造証明書を提出】	
MX	日メキシコ経済連携協定	E 輸出者による原産品申告書		P 自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等を提出】	
MY	日マレーシア経済連携協定	I 輸入者による原産品申告書		C 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】	
PH	日フィリピン経済連携協定	O 原産地証明書等の提出が不要な場合		T 少額貨物扱い【CO等提出なし】	
CL	日チリ経済連携協定	※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む		M 特恵用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物	
TH	日タイ経済連携協定			EPA	1 EPA関税割当品目で、EPA関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【EPA関割証明書及びCO等を提出】
BN	日ブルネイ経済連携協定				2 EPA関税割当品目でEPA関割証明書があり、少額扱い貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
ID	日インドネシア経済連携協定				3 EPA関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
VN	日ベトナム経済連携協定		4 EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】		
CH	日スイス経済連携協定		5 少額扱い貨物【CO等提出なし】		
IN	日インド包括的経済連携協定		6 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】		
PE	日ペルー経済連携協定		7 EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物		
AU	日オーストラリア経済連携協定		WTO国定		G 協定用原産地証明書の提出がある貨物【CO等を提出】
AS	日アセアン包括的経済連携協定				R 貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【CO等提出なし】
		S 輸入割当等公表告示三-8に規定する原産地証明書がある貨物【CO等を提出】			
		N 原産地が確認できない貨物【CO等提出なし】			

・将来新たな区分が発生した場合も対応が可能。
・現在、記事（税関）欄等に
入力している事項の項目化

・現在28種類あるコードを
18種類に整理
(10コード削除)

EPA単位にコードを付与することにより選択が容易となる。

4桁組み合わせのシステムチェックを実施
(次頁参照)

5. 原産地証明書識別コードの入力チェック

識別コードの変更に併せて、「4桁」の入力が行われた場合、システムにおいて当該4桁の整合性等の組み合わせチェック機能を提供する。具体的には、組み合わせが想定される（可能な）コード体系をあらかじめ設定し、当該コード体系に該当しない場合は、適正なコード入力ではないとして、エラー処理とする。

以下に日豪EPAを例に示す。

適用する税率	パターン	原産地（申告） 種別	原産地証明 者等区分	貨物の種類	処理結果
協定税率	○	WK	O	R	正常処理
	×	WK	<u>E</u>	R	エラー（協定税率で「E」の選択は不可）
EPA税率 （EPA関税割当品目で輸入者 の原産品申告書有の場合）	○	AU	I	1	正常処理
	×	AU	<u>O</u>	1	エラー（原産地証明者等区分が不適切）
	×	<u>AS</u>	I	1	エラー（原産地種別が不適切）